

法定協議会としての役割付加等について

1. 法定協議会の位置付け等について

(1) 法的根拠

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)

第6条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

(2) 本形成計画における法定協議会について

これまでの経緯・議論等を踏まえ、前回開催の第1回協議会で提案のとおり、「熊本市公共交通協議会」の体制を拡充したうえで、地域公共交通網形成計画の法定協議会としての役割を付加。

2. 本協議会の体制の拡充

(1) 委員の拡充

合志市、嘉島町、県都市計画課を新たに本協議会の委員として委嘱し、委員数を現在の32名から35名に拡充。

拡充後の本協議会委員名簿については（別紙1）を参照。

<合志市・嘉島町 近隣2市町>

熊本市が設定する乗換拠点候補地の所在地市町であり、今後の乗換拠点候補地の整備やゾーンシステム導入等のネットワーク再編に際しては共同で取り組む必要があることから、法定協議会設置に係る国等の確認も踏まえ、熊本市公共交通基本条例第11条に基づき、新たに委員として委嘱を行うもの。

<熊本県都市計画課>

本形成計画の主要施策となる乗換拠点設定による多様な公共交通機関によるネットワーク再編については、熊本都市圏における広域的施策となることから、県交通政策課に加え、熊本都市圏都市交通マスタープランの策定を担う県の担当課を新たに委員として委嘱を行うもの。

(熊本市公共交通基本条例)

第11条 市長は、公共交通の維持及び充実に係る施策を実施する上で必要があると認めるときは、周辺市町村と連携を図るとともに、国、県及び公共交通事業者が組織する団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(2) オブザーバーの設置

国及びネットワーク沿線の近隣自治体11市町を本協議会のオブザーバーとして新たに設置。

設置後のオブザーバー名簿については（別紙2）を参照。

<国>

地域公共交通網形成計画策定及び実施に係るアドバイザーとして、国土交通省九州運輸局交通政策部交通企画課に、協議会規則第6条第4項の規定により、オブザーバーとしての参画を依頼し、ご了承いただいたもの。

<近隣市町11自治体>

本形成計画では、熊本市中心部から8方面に展開する基幹公共交通軸に乗換拠点を設定し、ゾーンシステム導入等の多様な公共交通機関によるネットワーク再編を行っていく方針。

このうち、植木・北部方面及び嘉島・城南方面については、実施計画策定に向けた具体的な検討が行える状況であることから、両方面のバス路線沿線自治体である下記近隣11市町に、協議会規則第6条第4項の規定により、オブザーバーとしての参画を依頼し、ご了承いただいたもの。

【植木・北部方面 近隣5市町】

玉名市、山鹿市、玉東町、南関町、和水町

【嘉島・城南方面 近隣6市町】

宇土市、宇城市、美里町、御船町、甲佐町、山都町

(熊本市公共交通協議会規則)

第6条(1～3略)

4 会長は、会議における協議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

3. 協議会規則の改正

「熊本市公共交通協議会規則」の所要の改正については(別紙3)を参照。